

公信用の展開

——信用、利子生み資本および国家との関連——

小 牧 聖 徳

はじめに

- 一 信用と公信用
- 二 貨幣制度と信用諸形態
- 三 公信用の性格と役割
- 四 中央銀行信用と公信用
- 五 中央銀行と政府の癒着
- 六 総括

はじめに

昭和四十一年初頭にはじまる国債発行により「国債を抱いた日本経済」といわれてからしばらくの間、国債発行はそれ程著しい増加をみなかったが、昭和五十年代を目前に控えるころから国家の資本主義体制へのテコ入れが著しく増大し、財政支出の不足資金を賄うための国債発行が年を追って増大しつづけて今日に及んでいる。

「国債を抱いた日本経済」は今や「国債に抱かれた日本経済」へと突入し、今後は国債問題をぬきにしては日本資本主義の動向は語ることの出来ない時代に入った。国家独占資本主義の必然的傾向とはいふものの、国債問題

は現在および将来の比較的長期間に渉る重要問題になっている。

国債を含めて公信用の制度は資本主義体制の成立過程では、国家の手による本源的蓄積のためのテコとして貢献し、資本主義体制崩壊の危機のもとでは、体制維持のために公信用が利用されることになる。国家を媒介とする信用の利用は資本主義体制の成立期のみならず、崩壊の危機を孕んだ時期にも利用されてきたが、国債を中心とする公信用問題^{〔註〕}を原理的に明らかにしておくことは、今後の日本経済のみならず国家独占資本主義の動向を展望する場合には、さけることのできない根本問題の一つをなしている。

〔註〕 「資本論」では「商業信用および銀行信用だけを取扱うべきである。この信用の発展と公信用の発展との関連は考察しないでおく」（資本論⑩一二六頁、日評版）として、公信用は集中的には述べられてはいないけれども分散的に示されている。例えば本源的蓄積における公信用すなわち国債の制度の作用（前掲書④三八五頁、日評版）、公信用と取引所・銀行との関連（前掲書④三八六頁、⑤五三八頁、日評版）、国債と収奪（前掲書④三八九頁、日評版）、国債と貸付資本との関連（前掲書⑩二八八頁、日評版）などはそれである。国債問題がいよいよ重要性を帯びつつある現在「考察しないでおく」とされている公信用問題を、信用、利子生み資本、国家との関連で統一的に把握し、明確にする必要性はますます強まっている。

一 信用と公信用

公信用を対象としてその本質・機能・諸形態を明らかにするには、他の経済現象を対象として究明する場合と同じく、歴史的・論理的方法によって、その問題とするものの成立過程において本質を明らかにし、歴史的進展を背景として生ずる機能の展開を追求し、その現象形態をとらえることが必要である。かくすることにより問題

とするものの将来における展開と、それを含んだ資本主義社会の推移を展望することができると。

公信用の場合、信用にかかわる問題と公的権力がそれにかかわっているという二つの側面をもつ。信用については社会的な制度として確立されたものに銀行制度をはじめとして株式会社制度やここでの中心課題である公信用制度などいづれも制度として現象する。公信用はとりわけ公的権力が当事者として直接かかわっているという点で、国家との関連がより一層強い制度である。

公信用を含めて様々な信用制度が問題とするのは信用であるが、その信用とは何を意味するかが、まず明らかにされなければならない。「信用」という言葉をどのように理解するかは信用理論にとつては根本問題の一つである。商業信用・銀行信用・貨幣信用・公信用等々いづれも「信用」という表現があるが、それに共通しているものを歴史的・論理的方法によって把握することがまず信用問題を取扱うときの第一歩である。本質論ぬきの形態論で現象形態に振廻されて形態変化を追及するあまり、その本質を見落してはならない。本質論をふまえた諸形態の把握こそ科学的信用論といえよう。

そこでまず信用の本質を明らかにするには信用関係が社会関係として把握されなければならないが、それとともに社会関係としての信用関係において、そもそも物的対象としての商品・貨幣を前提とすることなしに経済現象としての信用関係が成立するの否かが、明らかにされなければならない。

商品・貨幣の存在を自明のこととして人間と人間との間に成立する信用関係をみるとときには、自明とされた商品・貨幣が脱落して、人間相互間での心理的な信頼関係としてとらえることとなりやすい。その場合の信頼関係は人間と人間との間での単なる精神現象でなく、経済現象としての信用関係を問題とするのである限りは、商品

・貨幣を根底にもつものとして経済現象としての信用問題は取扱われなければならない。信用問題を対象として研究する場合には、したがって商品・貨幣から出発しなければならぬ。商品・貨幣から出発することなく社会関係としての信用関係をみるとときには、「信用」は「信頼」と同義とされ、基盤としての経済現象を第二義的なものとみる途へ転落することになる。それでは経済現象の解明ではなく心理現象の解明ということになってしまう。それゆえ信用問題は商品・貨幣の問題から出発しなければ正しく把握することはできない。

商品生産・貨幣流通のみられる社会における商品流通・貨幣流通の過程で経済現象としての信用関係、すなわち信用取引が生まれ、信用用具をはじめ様々な信用形態があらわれるが、信用にかかわる当事者はいずれも物的対象としての商品・貨幣の運動に基礎づけられて信用に関与する人格的担い手としてあらわれ、社会関係を形成する。人間と人間の関係を結ぶ社会関係において、経済現象は物的対象の生産・流通を基盤として生ずるものであることは当然、前提し留意されなければならない。

商品・貨幣の運動により商品所有者・貨幣所有者はその人格的担い手となり、商品所有者による商品の譲渡と貨幣所有者による貨幣の支払の過程で信用関係が発生し、そして消滅する。この場合、商品は貨幣額で表示されることにより、その貨幣額の信用が生ずることとなり、その貨幣額を貨幣形態で受払することにより信用関係は消滅する。貨幣額で表示される信用関係は貨幣と、その諸機能（価値尺度、流通手段、蓄蔵貨幣、支払手段、世界貨幣）のうちの支払手段としての貨幣機能と直接、結びついている。信用はしたがって貨幣機能を離れては生じない。それゆえ貨幣や貨幣機能を生み出す商品および商品流通を前提とすることなしに展開される信用理論は、貨幣にかんする問題を自明のこととして、問題の解明を根源からではなしに、中途から始めていることになる。け

れども元来、信用問題は貨幣問題をぬきにしては明らかにできないし、況んや正しくとらえることはできないといわなければならない。

ところで信用では貨幣額が貨幣形態・商品形態・擬制資本形態のいずれの場合にも不可欠であり、金額として貨幣的表示をうけることにより、その額の貸借関係として具体的にあらわれる。貨幣額での貸借は貨幣形態での支払によって決済されるけれども、貨幣額での貸借は貨幣形態の受渡しだけでなく、商品の売買によっても貨幣額で表示される貸借関係が生まれる。貨幣額で示される貸借と貨幣形態による貸借とは区別されなければならない。貨幣額であらゆるものが表示され、貨幣を媒介として運動するところに商品生産社会の特徴があり、商品生産・流通の高度の発展に達した社会としての資本主義社会では、信用もしたがって高度に発展する。けれども原基形態はすでに商品・貨幣流通のあるところに単純な形態で存在しており、それを包み込んで複雑な且つ多様な形態を示すのが資本主義社会での様々な信用といわなければならない。

資本主義社会での信用のなかでここでの課題である公信用も、信用である限り貨幣額で表示された信用であり且つ公的権力を直接の当事者とする信用であるが、貨幣額は貨幣を前提とし、貨幣は公的権力により貨幣制度として確立される。それゆえ貨幣制度と公信用のいずれもが公的権力と結びついていることになる。したがって公信用は貨幣制度とのかかわりをもつ国家権力と、かかる国家権力を一方の当事者とする物的対象の貸借関係との二重の関係で成立するものであることを明らかにしておくことは、公的権力との関係が特に深い公信用問題を論ずるときには極めて重要である。

二 貨幣制度と信用諸形態

商品流通・貨幣流通は社会的に生成・発展するが、社会的に成立した商品・貨幣さらに資本の運動は、それらが一体となって資本主義社会を成立させる。当然のことながら資本の成立には前提として商品流通・貨幣流通を欠くことはできない。それとともにその社会に公的権力が成立し、経済問題についての諸制度が社会的基盤の上に確立され、制度は現実の基盤に作用し現実の基盤に影響を及ぼすとともに経済社会の進展に対応して新たな制度が制定される。

公信用も公信用制度として信用関係の国家による制度化として確立し、現実の経済社会を基盤として国家を一方の当事者として制度として成立する。それゆえに公信用は社会的基盤のもとで成立する国家的制度として国家権力にかかわる側面をもつが、それとともに、その基盤としての社会的現実、それを成立させる基底的条件である。商品・貨幣さらに資本は社会的に成立して制度化されるが公信用についても社会的なものとしての信用の、国家による、国家を一方の当事者とする制度的確立としてとらえなければならない。いいかえると社会的基盤を離れて制度だけが観念的に成立するわけではないから、まず社会的基盤との相互関連のもとで制度問題は解明されなければならない。

経済現象への国家権力の介入の第一歩としては、社会的に成立した貨幣を、貨幣制度として制度的に確定することにはじまる。すなわち「貨幣の度量基準は一方では純粹に慣習的であり、他方では一般的妥当性を要求するので、それはついに法律によって調整される。貴金屬のある一定の重量部分たとえば一オンスの金は、ポンド、

ターレルなどのごとき法律上の洗礼名を受取る可除的部分に公的に分割される。……それはさらにシリング、ペニーなどのごとき法律上の洗礼名をもつ他の可除的部分に細分される⁽¹⁾。貨幣があらゆる商品の一般的等価物として成立し、価値尺度として社会的に機能する過程で、度量基準やその貨幣称呼が法律によって調整され命名される。社会的存在としての貨幣商品が、法律によって貨幣単位、貨幣名などを貨幣制度として確定され、また貴金属の純分の保証なども国家によっておこなわれるところに、貨幣への国家権力の関与がある。このような貨幣制度の確定は、公信用問題についても前提条件をなしている。貨幣制度の確定のもとで、その制度を確定した同じ国家が、その貨幣の前貨をうけるところに公信用が成立する。したがって公信用の問題は、貨幣制度の確定をふまえなければその論理的前提を失うことになる。

公信用はもともと公的な信用であるのみならず、貨幣制度も公信用と同じく公的権力に制度として結びついているもので、公的権力の貫徹過程を軸心としている。経済諸現象は公的権力との相互関連の多様性の中で常に、その一方は公的権力とのかかわりをもち、経済現象の公的側面は資本主義社会の進展にともなって諸制度として整備され、国家独占資本主義の進展は、公的側面を一層強めることになり、その極致は信用の領域のみならず様々な領域への国家権力の浸透をうながし、国家独占資本主義体制を強化する。

貨幣の国家的制度化の確立のもとで信用にかかわる問題は貸借問題としてあらわれるが、信用関係は貸借関係として貸手側は借手側と相對峙すると同様に、借手側は貸手側と相對峙する關係にあり、相互的な同一の關係とみれば二人の對極的に對立する登場人物を必要とする。同一人物の行為としては二つの對極的に對立する相反する二つの行為となる⁽²⁾。信用關係は二人の登場人物で成立する社會關係であり、その一方は貸手、他方は借手とな

るが、商業信用の場合には売手は債権者でそれと同時に商品の引渡しを行っているため債務を負うことはないが、それに対し買手は商品を購入しており、そのため債務者として代金支払義務を負う。したがって商業信用は商品所有者、貨幣所有者の相互関連のもとで商品売買の結果生ずる文字通りの單純な債権者と債務者の関係となる。

このような貸借関係（債権・債務関係）は信用の一般的条件であるが、このような一般的な信用関係のもとで、さらに他の要因が加わるところに複雑な信用関係があらわれる。その一つに銀行信用があり、公信用もその一つである。

銀行信用の場合は、貸手側は同時に銀行券の兌換義務を負うため債務者となる。借手側は入手した銀行券によって同時に金兌換請求権をもつため債権者となる。帳簿信用開設の場合でも銀行券などの現金での支払債務を銀行側は負うことになるから債務者となり、それに対応して借手側は債権者となる点では銀行券の場合と異なるところはない。したがって貸手・借手のいずれの側も債権者で且つ同時に債務者である。銀行信用が商業信用と本質的に異なるのは、銀行信用での貸手が同時に債務者であり、借手側が同時に債権者であるという二重の関係が³⁾当事者間に成立することである。一方は債務を貸付け（銀行業者側）、相手方の方は債権を手に入れる（生産者・商人側）ところに銀行信用の独自性がある。手形割引のばあい銀行より銀行券を入手したもの（割引依頼者）は自己の商品を販売した代金として手に入れた手形（商業手形）を割引によって現金化したわけで、商品は既に売渡しているから債務を負うてゐるわけでない。これに対し、商品を購入して代金の支払約束として手形を振出した者（商品の買手）は支払債務を負うてゐる。債務者は商品の買手で、債権者は商品の売手であるが、手形割引によって銀行業者の側では手形債権をうけつぎ同時に銀行債務を負うこととなる。このような商品流通に基礎をもつ

銀行信用のほかは、銀行よりの借手が銀行への債権者としてあらわれる。しかしいずれの場合も、銀行業者側は債権者であるが同時に債務者となる。したがって商業信用と銀行信用を同一視することは許されない。

公信用の場合も貸手である国民の側は債権と同時に義務を負うことになり、借手である国家は債務と同時に国民に対して権力を行使することを含んでいる。国家は単なる借手にとどまることなく租税徴収権を自から又は代理者によって行使するという権利を債務とともに併有している。銀行信用・公信用はいずれも権利・義務（銀行信用は債権と債務。公信用は租税徴収権と債務）の併有で成立する点において商業信用とは異なった面があるほか、銀行信用・公信用のいずれも貨幣形態の貸借にもとづいて成立するものであるのに対し、商業信用では商品の売買にもとづいて成立する。商業信用のみならず銀行信用・公信用もいずれも貨幣額で表示される貸借ではあるが、商業信用は貨幣そのものの貸借によって成立するのではない点は明確に区別しておく必要がある。

商品の売買によって成立する信用も貨幣形態の貸借により成立する信用も、いずれも貨幣の支払義務をもつという信用での共通面は、その内容において貨幣額の信用と貨幣形態そのものの信用という、その成立過程におけるちがいは大⁽⁴⁾切である。そして貨幣形態での貸借は貸手の側は義務を、借手の側は権利を与えられている点で、銀行信用と公信用は共通している。そしてこの両者はいずれも利子生み資本の運動に結びついている点は見落されてはならない。このように(一)利子生み資本の運動に結びついて且つ(二)貸手の側は義務を負い、借手の側は権利を行使する力を与えられているという点で、銀行信用と公信用は共通している。そこで両者の共通点をふまえた上で、さらに両者の相違点を検討することが次の課題となる。

(1) 『資本論』（長谷部訳）①二四頁（青木書店）

(2) 「販売と購買とは二人の対極的に対立する、人物・商品所有者と貨幣所有者との間の相互的連関としては、一つの同一的行為である。それらは同じ人物の所作としては、二つの対極的に対立する行為を形成する」（『資本論』（長谷部訳）①二三頁青木書店）。そして販売者は債権者、購買者は債務者となる関係は、商品流通における売買の過程で生ずるもので、商品流通の一形態である。

(3) 「銀行信用をまったく度外視するが、これはまったく別個の、本質的に異なる契機をなす」（前掲書⑥六七九頁）。

(4) 商品の売買により成立する商業信用のほかに、商品形態での貸付、例えば機械や設備のリースは、貨幣形態での貸付でなく、貨幣額での貸付であるが、商品形態、貨幣形態いずれの貸付も「およそ貸付資本はその形態の如何をとわず、またその返済がその使用価値の本性によって、どんなふうになるかを問わず、つねに貨幣資本の特殊形態にすぎない。ただし、ここで貸付けられるものは、常に一定貨幣額であって、この貨幣額について利子が計算されるわけだからである。……ところで貸付資本のばあいには還流は返済の形態をとる。ただし、投資すなわち資本の譲渡が貸付けの形態をとるからである」（前掲書⑩四八八―四八九頁）。だから商品形態での貸付も貨幣形態での貸付と同様に、利子は貨幣額で計算される。またいづれの場合も売買でなく貸付、借入で占有は譲渡されるが、所有は譲渡されない。商業信用はこれと異なり売買であって所有が移転する。

なお売買と貸付の区別については、「どの売買行為でも総じて交換過程が生ずるかぎりでは、もちろん対象物が手放される」即ち占有が手放される。「販売される対象の所有がつねに譲渡される」即ち占有のみならず所有も譲渡されるのが販売である。それ故、購買では占有も所有も譲渡することになる。しかし「だが価値は手放されない」のが販売である。それは「販売にさいしては商品は手放されるが」即ち商品の占有も所有も手放されるが「商品の価値は手放されないのであって、この価値は貨幣の形態で、または——この場合には貨幣を代表する別の形態たるにすぎぬ——債務証券または支払名義の形態で返還される」即ち価値は貨幣または支払名義の形態で返還をうけるため保有しつづけるのが売買である。「購買にさいしては貨幣は手離されるが」即ち貨幣の所有も占有も手離されるが「貨幣の価値は手放されないのであって、この価値は商品の形態で填補される」即ち貨幣の所有、占有の手放しにかえて商品の所有で、商品所有、貨幣所有の交換があったけれども、価値を保有しつづけている。「同一価値を自分の手に保持するのであってその形態が変化するにすぎない」即ち物の所有に変化があっても価値の移転が起らないのが売買である。

即ち姿態変換が生ずるのが売買である。

これに対し貸付では「所有は譲渡されない」したがって借入れでも「所有は譲渡されない」即ち所有が移転しないのが貸付である。しかし占有は譲渡される。それ故、所有の移転が売買でこのときは売手も買手も価値を様々な形態で保持しつづける。それに対して所有の移転がなく所有を保持したまゝで占有の移転が貸付である（前掲書⑩四九〇頁参照）

三 公信用の性格と役割

「租税を担保として国家が前貸してもらう」⁽¹⁾ 公信用は、借手側として国家があらわれるが、貸手側としては徴税請負人、金融業者などの蓄蔵貨幣保有者であり、蓄蔵貨幣の存在がまず公信用の前提的条件となるとともに、その前貸による利子の受払いをともなう貨幣の運動は利子生み資本の運動である。公信用は信用としては貨幣の支払手段機能に結びついていてのではなく、貨幣の蓄蔵貨幣機能と結びついて成立しているのみならず利子生み資本の運動に結びつく問題である。貨幣機能における蓄蔵貨幣機能、支払手段機能、そのほか利子生み資本の運動にもかかわらずいる多様な信用のなかの、一つの特殊形態としての公信用は、貨幣、利子生み資本、信用などの形態面での多様性の背後に、それらのすべてに関連している共通面として公的権力を軸とするという点に、公信用の特徴がある。

公的権力の側と国民の側との相互関連のなかで共通の基盤である貨幣制度の確立のもとで、借手側の国家、貸手側の国民との間に成立する貸借関係として信用関係をとらえると、そこには公信用関係が存在する。その内容には租税を担保としていることにかかわって租税徴収権に対する租税支払義務という公的権力と国民の側での租

税を軸心とする対応関係があり、さらに国家への前貸にかかわって国家に対する国民の側からの利子請求権と国家の側での利払債務が含まれている。国民の側での蓄蔵貨幣保有者たち、より具体的には徴税請負人、その他金融業者たちは利子生み資本の運動の担い手として活動し、国家に対しては利子請求権とともに国民の一構成部分として租税支払義務を背負っている。一方の側での権利と他方の側での義務の統一において公信用の貸手が位置づけられるのと同じく、借手としての国家は公信用で利払債務を負うが、担保として提供する租税徴収権は強制的に国民から租税を徴収する権利にほかならない。この公信用によって国民に対する利払義務を負うことと結びついて強制的に租税を取立てる権利が利用され、国家は義務と権利を結びつけて公信用の当事者となる。したがって公信用関係では貸借関係という社会関係のもとで貸手側として現われるときにも、借手側として現われるときにも権利を有する側はそれとともに義務を、義務を有するものはそれとともに権利を、それぞれ併有する。すなわち貸手たる国民は同時に他方では義務者（納税）であり、借手たる国家は権利者（租税徴収）であり、それぞれ対立物を統一した当事者として相互に対応し合っている。

以上のように公信用は利子生み資本の運動に結びついていて利子生み資本の運動にともなう利子請求権と利払債務、さらに利子や償還の源泉となる租税にかんしてその徴収権と租税支払義務、それらを履行するための用具として利用される貨幣の制度的確立、これらすべてが公信用の成立条件をなしている。国家は貨幣にかかわる貨幣制度、利子生み資本にかかわる信用制度、租税にかかわる租税制度のいずれにも当事者として関与する。公信用形態はこれら諸制度の統一された具体的発現である。

利子生み資本における利払債務者また租税面での徴税権者として国家が直接当事者となり、借入金、国債など

の形態で公信用は現象するが、債務者としての国家はその前提条件としての貨幣制度を確立し、そのもとで私債債務を履行するため、および債務を償還するために租税徴収の強制力を使用する。債務者として且つ権力者としての国家が公信用の当事者としてあらわれるとき、債権者として且つ納税義務者としての国民が、公信用の他方の当事者としてあらわれる。公信用の利用で入手した通貨を国家は国家資金として支出するが、国家資金が信用および徴税によって調達されて支出される過程で、国民の側では国家活動により国民相互間での階級的分断を強いられる。すなわち国民の一方の側に富を集積する階級があらわれるとともに、他方の側に収奪が進行する。国家は資本集中と収奪を、すなわち一方では国家に対する貸手への資本集中と、他方では租税徴収が強化されるために収奪をうけることになる被収奪者階級の形成を、公信用を媒介として実現させる。

公信用は資本主義の成初期には本源的蓄積を促進する制度として活用され、資本主義社会の成立を促進するとともに、その没落期に際しては、公信用は体制維持のためのテコとして利用される。公信用の具体的形態としては独占段階では国債発行において発現するが、国家による借入れ（民間側からは貸上げ）にはじまった公信用は国債発行の形態へと進展しても依然として資本集中と収奪を強化、促進する作用を果すこととなる。『資本論』にみられる次の叙述は今日でもなお、そのまま当てはまるといえよう。

「国債は、年々の利子その他の支払を充当すべき国家収入を支柱とするものであるから、近代的租税制度は国債制度の必要的補足物となった。国債は政府をして、すぐに納税者に感じさせることなしに臨時費を支出することを可能ならしめるが、しかし結果としては増税を必要ならしめる。他方では、次ぎつぎと契約された負債の堆積によって惹き起される増税は、政府をして新たな臨時支出に際して絶えず新たな負債を起すことを余儀なくさせる。生活必需品への課税（従ってその騰貴）を枢軸とする近代的国家財政は、だからそれ自身のうちに自動的累進の萌芽を宿している。過重課税は偶然事ではなくて、

むしろ原則である。だから、この制度が真先に開始されたオランダでは、大愛国者のデ・ウィットが、彼の箴言のなかでこの制度を讃美して、賃労働者を従順、節儉、勤勉ならしめ且つ……過度の労働に服せしめるための、最良の制度だとしたのである。だが、こゝで吾々に関係があるのは、この制度が賃金労働者の状態に及ぼす破壊的影響よりも、むしろ、この制度によって制約された、農民や手工業者の——簡単に言えば下層中間階級のあらゆる構成分子の——暴力的収奪である。この点については、ブルジョア経済学者たちの間でさえも意見の相違はない」(『資本論』(長谷部訳) ④三八九頁日評版)

(1) 「都市共和国で設立された本来的銀行が同時に公信用のための施設——徴収すべき租税を担保として国家が前貸ししてもらう施設——として現れるとすれば、忘れてはならぬことは、かの組合を作った商人たちは、自らかの国家の一流人物であり、だからこそまた彼等の政府ならびに彼等自身を高利貸から解放すると同時に、かようにして国家をますます且つ一層確実に支配することを利益とした」(『資本論』(長谷部訳) ⑩八四九頁青木書店)

(2) 「国家に対する債権者たちは現実には何ものも与えるわけではない。というのはその貸付額は容易に移転せられるのであって、この公債証書は全くそれが同等の現金なるかのように彼等の手中で機能しつゞけるからである。だが、かようにして生み出されたる有関金利生活者階級や政府と国民との間に立つて仲介者たる役割を演ずる金融業者の一攫千金の富を度外視しても——またあらゆる国債の相当部分を天から降ってきた資本のように利用する徴税請負人や商人や私的工場主やの一攫千金の富を度外視しても——国債なるものは株式会社やあらゆる種類の有価証券取引や相場業を、一言にして言えば取引所投機と近代的な銀行支配を勃興させたのである」(前掲書④三八六頁日評)

(3) 「国家証券ならびに株式その他あらゆる種類の有価証券は貸付可能資本にとつて、すなわち利子生み資本たるべく予定された資本にとつての投下部面である。これらの有価証券はかゝる資本を貸出すための形態である。だがこれら有価証券そのものは、かゝる形態で投下される貸付資本ではない」(前掲書⑥六七八頁青木書店)。すなわち有価証券は貸付資本ではないが、貸付資本の形態なのである。

四 中央銀行信用と公信用

利子生み資本の運動に結びつくものとして銀行信用とならんで公信用もあらわれるが、公信用と銀行信用とは通貨にかかわる信用という共通面のもとで一方は租税制度に、他方は兌換銀行券制度のもとでは金準備に、裏付けられている点で異なっている。

租税制度を確立して国家は徴税をおこない、それを公信用の利払や償還に充当する。公信用の場合、国家は借手であるが、それを可能にした背景は強制力（租税徴収）である。権力による強制力を行使して徴税をおこなうことに対応して国民は納税を義務と観念することとなる。納税を義務と観念する国民の中に専ら収奪をうける国民と、国民から収奪した部分を利子として回収する国民とに、収奪者と収奪されるものが国家権力を媒介としてあらわれ国家は資本集中と収奪の媒介者として機能する。

租税制度が国家権力の強制的行使に結びつくものであるのに対し、中央銀行信用における発券のための金準備は、銀行券兌換義務を履行するための準備部分として中央銀行において集中的に保管され、兌換銀行券流通の裏付けとして役立つ。金との兌換可能との信頼関係において銀行券は本来の信用貨幣として流通し、社会的に広く利用される。金準備はその軸心をなしていた。そして国内的にも国際的にも金準備に裏付けられて通貨制度は金本位制度として確立され、政府は中央銀行に対しては借手としての位置に立ち、中央銀行は政府に対する貸手としてあらわれる。金準備に裏付けられた銀行券の発行で中央銀行は兌換義務を負いつつ、その銀行券を利子を手して貸付けるところに利子生み資本の運動が展開し、かかる銀行券を入手するべく公信用形態が利用される。

中央銀行と政府は貸手と借手の関係にあるとともに、中央銀行の兌換義務と政府の徴税権がそれらに結びついている。

国民の側では中央銀行に対しての兌換請求権、政府に対しての利子請求権を権利として保有するが、その反面では借入れに対しての利払債務と一方的に納税を強制される義務を国民は負う。

金兌換制度のもとで存在していた兌換請求権は、管理通貨制度への移行とともに消失する。しかしながら国民は利払債務と納税義務を中央銀行・政府のそれぞれに対して負いつづける。その反面、国民の中には公信用の貸手として利子請求権を行使する者も存続しつづけ資本集中が進展する。国家に対する利子請求権と国家に対する納税義務において、利子請求権を行使することが可能な階級は、蓄蔵貨幣の保有者で、利子生み資本としてそれを運動させ得たものの即ち、貸手として登場する資本家階級である。これに対し零細業者や労働者階級は国家による償還や利払の源泉の担い手として租税によって収奪をうける。

発券権を制度的に与えられた中央銀行、徴税権を制度的に保有する政府が、それぞれ相対的独自性を保有しつづけたのは金兌換制度のもとにおいてである。中央銀行は貸手として且つ政府資金の取扱機関として政府の銀行として位置づけられ、政府は徴税権は保有するものの、中央銀行より借手としての立場にあり、中央銀行は貸手として利子を手する反面、金兌換準備の確保により中央銀行は通貨制度をささえる軸として、政府と一体的に一国の貨幣制度を保持する努力をする。貸手と借手という中央銀行対政府の関係は信用関係即ち貸借関係として位置づけられるが、その貸借には貨幣制度の確立を前提とする。その貨幣制度が金との兌換を必要としない銀行券の発行を制度的に確立したとき、中央銀行の金準備確保の義務は国内的には解放され、不換銀行券が通貨とし

て兌換銀行券の代りに専ら利用される。政府は権力的に通貨制度を不換制度とし、不換銀行券を流通させるのに強制力を行使して、国民に対して不換銀行券を兌換銀行券と同じく通貨として利用せしめる。中央銀行は租税を背景とする国家信用や、商人・生産者たちの国民財産を背景とする国民信用にささえられて不換銀行券制度のものと引つづき中央銀行の機能を展開する。

(註) 「金属準備の使命は……三重である。(一)国際諸支払のための準備金、一言でいえば世界貨幣の準備金。(二)こもごも膨張したり収縮したりする国内的金属通貨のための準備金。(三)これは銀行の機能と関連するものであり、単なる貨幣としての貨幣の諸機能とは関係がないのであるが、預金の支払のため及び銀行券の兌換性のための準備金。国立銀行の金属準備はだからこれら三機能のそれぞれにふれる諸関係によっても影響される」(『資本論』(長谷部訳)⑩八〇一頁青木書店)

五 中央銀行と政府の癒着

銀行券が金準備の裏付けを失って尚かつ通貨として流通しうる根拠は、国民の側からの中央銀行での金兌換への信頼でなく、法的に与えられている強制通用力である。法律で不換銀行券をして強制的に通貨として使用させることの背景には、国家の強制力が横たわっている。国家の強制力は租税制度においては徴税としてあらわれてきたが、貨幣制度では不換の銀行券を通貨とし、それに強制通用力を与えるところにみられる。国民は租税制度における納税義務を負いつづける中で貨幣制度においては不換銀行券を通貨として受領することを義務づけられることとなり、国内流通では不換銀行券を通貨として受領する以外にはない。納税義務と不換銀行券受領義務の制度化は、租税制度、貨幣制度の両者の制度の中への強制力の浸透を意味している。

政府と中央銀行の癒着の進展のあらわれは不換銀行券制度の確立で、政府が不換銀行券に強制通用力を付与することにより、国家権力に裏付けられた通貨および通貨当局が機能する。政府と中央銀行の癒着のもとでは、政府に対する中央銀行の立場は貸手であるが、それは自らも政府と癒着して一体化にあるものとして自ら借手でもあり、政府は借手であるが自らに貸付をする中央銀行と一体化にあるものとしては、自らが貸手でもある。貸手と借手が癒着したとき実質上は貸借は消失し形式上、計算上の貸借があるのみである。政府と中央銀行の不換銀行券制度を媒介としての癒着のもとでは、不換銀行券は銀行券ではなく実質上は紙幣で、形式的に中央銀行が発行するものにすぎない。「貸付紙幣」として形式上は貸付けられて発行されるが、流通法則は紙幣流通の法則にしたがって流通し、政府よりの返済によって回収されることとなるが、借手の立場に立つ政府は返済すべき不換銀行券を中央銀行に増発させて実質上は返済することなき、したがって回収されることなき通貨が強制的に投入され増大しつづける。ここに「貸付紙幣」の貸付性の形骸化と紙幣化が進展する。

中央銀行と政府の癒着の不換銀行券制度による進展は、通貨制度の面にとどまらず、さらに公信用の増大へと進展する。租税制度を背景とする公信用は、徴税により租税を源泉として利払と返済も可能である。租税制度における強制力を強化して増税をおこなうことで国民を収奪することには、所得を上限とする限界がある。したがって租税による強制に代えて兌換不要の銀行券を発行してこれに強制通用力を附与して、それを利払や公信用の返済に利用する。これは徴税の増加にとって代った国家債務償還源泉となる。このように租税に源泉をもつ国家債務償還に代えて銀行券に強制通用力を与え、それを政府支出に利用することにより、徴税によることなく、政府支出の増大が可能となる。それが可能なのは強制通用力を銀行券に付与し、銀行券の兌換義務から中央銀行を

解放したからである。これによって国家権力は強制力を租税制度から通貨制度へ拡大することになる。国家権力行使形態が租税制度のものから通貨制度へと拡大され、それにもなつて国民は納税義務に加えて不換銀行券受領義務を承認し、政府は徴税を強化して国家支出を増大さす代りに、不換銀行券を公信用形態を裏付けとして発行して、それを政府支出として利用する。公信用は利子生み資本の形態であるが、国民が貸付けるべき通貨は政府と癒着した中央銀行が発行する不換銀行券であり、それに政府が強制通用力を与えることで、借手の立場にある政府は貸手の通貨を権力的に自由に増大させることとなる。けれども貸手の立場にある国民は、借手の手に委ねる通貨を権力的に自由に増大せうるわけではない。借手としての国家は強制力を租税制度から通貨制度へと拡大し、国家権力行使形態の変化とともに、その領域を拡大し、国家による経済の領域への介入度を一層強化にする。その結果、政府・中央銀行と癒着関係にある資本家階級の資本集中は促進される。租税を担保とした公信用形態の利用による政府支出は、租税源泉による国家債務償還から、不換銀行券の発行による国家債務の償還、そのための公信用形態の利用というように、不換銀行券と公信用形態は相互に表裏の関係にあり、両者は手にとつて増大し、国家独占資本主義を特徴づける。もともと公信用は利子生み資本の一形態であるが、信用額は政府支出を増大させる通貨量の増大であり、それが不換銀行券形態において流出し、その流通を根拠づけるものは、金ではなくて国家の強制力である。そしてそれはまた公信用形態に裏付けられてはいるが、公信用形態は租税制度によって償還される筈ではある。租税制度を背景としての国家支出から、租税制度を背景としての公信用形態の利用による国家支出増大へ、さらに租税による公信用の利払負担での、公信用形態の大規模利用による国家支出の一層の増大へ、のいずれも公信用の反面では不換銀行券の強制通用力に裏付けられての流通の増大がある。

る。国家債務を内容とする利子生み資本の形態が租税制度での強制力、不換銀行券制度での強制力と結びつくことで、公信用形態における利子生み資本の運動を形式的には保持・存続させつつ、国家権力がその強制力の行使形態を拡大させ、その介入の度合を増大する。ここに国家独占資本主義の現実の動向と、国家を媒介としての資本集中、収奪からぬけ出せない資本主義的な不可避的必然性がある。

六 総括

公信用制度は「租税を担保として国家が前貸してもらう制度」であるが、貨幣形態での貸出はその前提に蓄蔵貨幣を不可欠とする。そして「前貸してもらう」国家に対して、前貸をするのは蓄蔵貨幣所有者で両者の間に信用関係つまり貸借関係が生まれる。蓄蔵貨幣は支払手段として債務の決済に支出されるほか、貨幣の非所有者に対して後日の返済を条件に譲渡される即ち貸付けられる。その場合に貸付資本即ち利子生み資本の運動を展開する。貸手と借手の信用関係の存在、利子生み資本の運動、租税制度などのそれぞれが国家を一方の当事者として成立するのが公信用である。これらの多くの要因から成立っている公信用を説明するには、他の経済現象の解明の場合と同様、歴史的・論理的方法によってその現象が生ずる社会的基盤を明らかにしておくことが必要である。ただし経済現象の生ずる共通の基盤のもとで、その中で生起する様々な現象が追及されることにより、多くの要因の相互関係が明確になるからである。

そこで共通の基盤とは商品・貨幣流通の社会であり、その最も高度に発展した社会は資本主義社会である。この商品生産、貨幣流通の社会で貨幣がその諸機能を展開し、蓄蔵貨幣の形成、貨幣の資本への転化の過程で、貨

幣は資本として運動し、その一環として利子生み資本が産業資本、商業資本とともに貨幣資本として運動する。利子生み資本の運動は信用関係をともない、信用形態としては銀行信用のみならず、公信用も成立する。^(註)生産者、商人および国家のいずれも利子生み資本の借手としてあらわれ、貸手は貨幣形態、とりわけ銀行券を貸付けて利子を入手する。貸手の利子請求権に対して借手は利払債務および一定期間後の元本返済の債務を負うが、公信用の場合は徴税権が担保に利用される。

兌換制度のもとの公信用により、国家に対して貸付けられた銀行券は、兌換義務を負う反面、貸付により利子生み資本の運動を展開する。本来的信用貨幣である銀行券は利子生み貨幣資本の具体的形態として貸借されるが、兌換停止によって不換銀行券が通貨として強制通用力を与えられて流通すると兌換請求権は消失する。これにより発券銀行は金準備確保の責務から解放され、金準備額に拘束されることなしに自由に発券可能となり、このような制度を政府が確立したときから通貨に対する強制通用力が文字通り国家の強制力として作用する。価値物である金との兌換という経済関係を基礎にもつことなしに、一片の紙券が通貨として国民の手から手へと流通する根拠は、国家が、それに与えた法貨規定で、法律にもとづく強制力による。そして公信用形態の債務の償還を可能にする源泉は租税収入であり、それは徴税によって国家が権力的に入手するものであり、徴税には国家の強制力が作用する。それに加えて不換制度のもとでは通貨に対して国家が強制力によりその流通を強制する。徴税と強制通用力のいずれも国家権力が国民に強制するものであり、それに対して国民の側では納税義務と紙券受領義務が対応する。

現代における公信用は不換銀行券制度下の国債発行においてあらわれる。租税を公信用の担保とすることは、

公信用の成立以来受けつがれていて、公信用は一方では国家の債務で利子生み資本の形態を示すが、それが同時に国民に対する租税徴収の強制力と一体化の関係にあり、公信用増大は国家債務と同時に国家的強制の増大である。そして租税において徴収され、公信用で貸借されるものは通貨であるが、その通貨も不換制度のもとでは強制力によって流通する。租税と通貨の二重の強制力のもとで不換銀行券制度下の公信用が展開するのに対応して国民は徴税の強化とインフレーションの二重の負担を担う。

国債発行によって国家支出を増大し、資本主義体制の危機を切抜ける政策はインフレーションを必然的にとまなう。インフレーションの階級性は資本集中を促進する反面では、所得配分の不均衡からインフレーション利得を入手する階級と物価上昇に苦しむ階級との対立を生み出すが、そのインフレーションを促進する国債発行は公信用の一形態で租税担保の発行であり、徴税の増加により償還され得るものである。徴税に代えての公信用利用での国家支出増大は、不換銀行券の発行増大とそれを可能にする国債発行を必要とし、国債発行と不換銀行券の発行が表裏一体のものとなる。インフレーションと徴税強化は国家独占資本主義のたどる不可避的必然性といえる。

利子生み証券である国債と、流通用具である不換銀行券は、それぞれ形態を異にしているが、いずれも国家権力による通貨制度上、あるいは租税制度上での強制力を背景としている。この国家の強制力を拡大することによって資本主義体制を維持することを不可避とする独占資本主義社会が国家独占資本主義社会であり、そしてその結果、資本集中と国民よりの収奪がすすみ、それを媒介する国家は、資本のための国家として国家の階級性をおおい蔽すことはできない。本源的蓄積期と同様、体制危機の時期にも国家はその本質を貫徹しようとするが、政

策努力にもかかわらず社会は不可避免的必然性をもって、国家権力の介入を強め且つ拡めて行くなかで、徴税の強化か、さもなければインフレーション政策かの選択を迫られつつ、新しい社会体制への途へ一步一步近付いて行くことになる。そこに歴史的法則の必然性があるといわなければならない。

〔註〕 商品の流通は商業信用を成立させ、貨幣は支払手段として機能するが、支払手段の機能をするための蓄蔵貨幣が貸出されて、利子生み資本として運動する。

(一九七九、一)